

令和4年4月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年4月12日、午前10時00分久留米リサーチセンタービル2階 研修室Aに招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 喜治 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

江上 哲夫 委員 黒岩 純 委員 後藤 靖子 委員 田中 修二 委員
田中 弥生 委員 手島富士雄 委員 富安 辰行 委員 鳥越 文生 委員
中村 裕 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 4月の総会の開催に当たりまして、御報告いたします。
本日、現員数24名中、15名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを御報告いたします。
また、本日は、傍聴希望者が1名いらっしゃいます。
傍聴に当たりましては、久留米市農業委員会傍聴要領第1条第1項の規定によりまして、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。

議長 第1号議案から第5号議案について、1名の方より傍聴の申出がっております。
1名の方の傍聴を許可したいと思います。これに異議ございませんか。

「なしの声」

議長 御異議ないようであります。それでは、1名の方に傍聴を許可することにいたします。
それでは、傍聴者の確認をいたします。福岡市の*****に間違いございませんか。

傍聴者 はい、間違いありません。

議長 傍聴者に申し上げます。
本日の傍聴につきましては、第1号議案から第5号議案までといたします。
議案審議が終了いたしましたら、速やかに退室をお願いを申し上げます。
それでは、皆様、お忙しい中に、4月の総会にご出席いただきまして、ありがとうございました。
それでは、早速、4月の農業委員会総会を開催をいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
第1号議案、審議番号10番及び11番は、議席番号*番、*****委員が譲受人になり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限に該当しておりますが、*****委員は本日欠席されておりますので、通常どおり進めさせていただきます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

1 ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から5ページの9番までの9件です。

5ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号10番から6ページ、13番までの4件です。

なお、6ページの審議番号13番につきましては、令和3年9月の農業委員会総会において、空き家に付属する農地として指定を受けた農地であり、農地法施行規則第17条第1項の下限面積の例外規定の適用を受け、空き家と併せて農地を取得する場合のみ、下限面積が30㎡まで引き下がるものになります。

以上の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号1番は、新規就農者の取得案件ではありますが、ヒアリングの結果については、事前の資料で確認をさせていただいているということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長

ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、田主丸町田主丸、田、111㎡。
申請理由、申請地に車庫兼物置を建築するものです。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から9ページ、5番までの5件です。
1番、申請地、善導寺町飯田、畑2筆計225㎡。
申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築、及び露天資材置場として利用す
るものです。

2番、申請地、善導寺町飯田、畑、2筆計39.74㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築、及び露天資材置場として利用するものです。

3番、申請地、善導寺町島、畑、341㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、善導寺町島、田、880㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

5番、申請地、北野町今山、田、4筆、計2,797㎡。

申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（11区画）として利用するものです。

続きまして、西部地域6番から11ページ13番までの8件です。

6番、申請地、上津町、畑、246㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、166㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

8番、申請地、本山一丁目、畑、80㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

9番、申請地、安武町住吉、田、499㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

10番、申請地、城島町六町原、田、4筆、計1,594.68㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。

11番、三瀨町壱町原、田、8筆、計3,570㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付き売買予定地（16区画）として利用するものです。農地区分は第1種農地と第2種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

12番、三潯町清松、田、322㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13番、三潯町玉満、畑、299㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

審議案件は以上となります。なお、10ページの審議番号11番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取の案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認をいただいているということで割愛をさせていただきます。ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号11番は、許可相当として、県農業会議への意見聴取をいたします。続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申

請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番の1件です。

1番、申請人、山本町耳納、*****、経営面積1万9,423㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
第5号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。
第1区、1番から3番までの3件です。
1番、所在地、草野町草野、田、244㎡、推進機構からの借入れとなります。
2番、所在地、大善寺町中津、田、5筆、計4,085㎡、推進機構への売渡しとなります。
3番、所在地、山本町耳納、畑、5筆、計4,024㎡、推進機構への売渡しとなります。
14ページをお願いいたします。

第3区、4番から7番までの4件です。

4番、所在地、北野町大城、田、246㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、北野町大城及び北野町金島、田、2筆、計2,045㎡、推進機構からの借入れとなります。

6番、所在地、北野町大城及び北野町金島、田、2筆、計2,047㎡、推進機構からの借入れとなります。

7番、所在地、北野町金島、田、2,818㎡、推進機構への売渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

第4区、8番の1件です。

8番、所在地、城島町上青木、田、2筆、計2,299㎡、推進機構への売渡しとなります。

第5区、9番の1件です。

9番、所在地、三瀨町田川、田、2筆、計1,362㎡、推進機構からの借入れとなります。

なお、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、*
****の構成員である申請人が取得し、同法人に貸し付けるものです。

以上、審議番号第1番から9番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

傍聴者の方につきましては、5号議案が終了いたしましたので退席をお願いいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について。

報告第6号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。

報告第7号、職員の任免について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

よって、報告第1号から報告第7号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、6番、大石敏裕委員、13番、田中文委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。